

市民の「公金」・流失事件を追及！

15 億 8800 万円の不明金？

知らされていて・知られていない・市政の真相

よなご市政版

借りた金に、利息をつけて返すことは、誰しもが社会道徳として身に就けた行いである。行政の「公金」取り扱い、法令・条例等で厳格に定められ、行政の法令順守(コンプライアンス)は、常に求められている。「公金」のモラルハザードは、断じて許されるものではなく意図的な行為であれば、懲戒処分に該当する犯罪行為とも言える。タイトル「公金」・流失事件は、十数年前

に一般会計の収入財源が不足し、予算編成ができないため、別会計の「定額基金」から財源を借りて予算編成をした。当時の、基金からの「借入金」を完済せず放置していたものを、平成 27 年度決算の会計処理(清算)で、基金への「借入金」の返済を、予算財源の現金を充てずに、「廃止した基金」を利用し、基金残高15億8800万円を「虚偽記載」で流失した。

真相その①

平成九年度から、四年度に亘って「土地開発基金」からの借入金十五億八八〇〇万円が、予算に計上されたという痕跡が無い。借入金を一般会計に、どのように使ったのかという証も無い。借入金は、毎年度決算で返済しなければならぬが、未返済のまま粉飾決算が行われてきた。



市政の主権者は、市民です。
市の財政は、市民の公金です。
公金を恣意的に扱うことは、
禁じられています。

真相その②

市長は、平成二十七年三月定例会で、基金からの借入金は全額返済した。「土地開発基金条例」を廃止したいと提案した。基金条例は、貸付元金、利息を含め、清算の義務を課している。基金条例廃止の前に、基金に完済した予算上の処理が無い。基金の廃止によって、十五億八八〇〇円の現金残高が生ずる。



遠藤とおる
米子市議会議員

真相その③

基金残高十五億八八〇〇万円の処理は、一般会計の歳入に全額繰入金で計上し、歳出で、一般会計十一億五千万円と土地取得事業特別会計四億三千六百万円に分けて、廃止して無くなった「土地開発基金」を利用し、「繰出金」と「繰戻金」の振込みを行っている。基金の借入金が予算財源で完済されていれば、基金廃止後の基金残高は、一般会計の歳入「繰入金」で受け入れ、歳出は、基金残

真相その④

土地開発基金に、予算財源で確実に返済が行われていれば、仮に、平成二十七年年度決算は、単年度の九億四千万円に十五億八八〇〇万円を加算した二十五億円相当の剰余金が見込まれた。「基金廃止」の不透明な財務処理で、失った財政の損害は大きい。「廃止した土地開発基金」を振込み先に利用したことは、公文書の虚偽記載にも該当し、公務員の信用失墜行為にも当たる。

高十五億八八〇〇万円の予備費の予算計上となる。「廃止した基金」に「繰戻す」ことは虚偽。

市の監査委員—— 議会説明を拒否？

平成27年度の決算委員会(9月定例会)に、監査委員の出席を要請し、「土地開発基金廃止」に関する監査意見を求めようと試みたが、監査委員の議会出席を拒むという異常事態が起こった。監査委員が、議会の出席要請を拒んだことは記憶に無い。監査委員は、「土地開発基金廃止」の監査を行ったのかという、疑念を払拭する責任がある。